

令和 8 年度 奈良市会計年度任用職員 放課後児童育成課（放課後児童支援員・主任）・（月額）

応募締切：採用希望月の前々月末まで

最終締切：令和 9 年 1 月 3 1 日まで

※ 1：奈良市の公設公営のバンビーホームで 3 年以上放課後児童支援員【月額】として従事経験を有する方は配慮事項等を考慮した上で、主任として任用されることがあります。

※ 2：いずれかの職種を選択することはできません。

※ 3：各月の申込み期間は、原則採用希望月の前々月 1 日から前々月末です。

1. 募集内容等

採用予定人数	200 名程度
募集職種	① 放課後児童支援員 ② 放課後児童支援員（主任）
職務内容	【①②共通】 公設公営のバンビーホームにおける放課後児童支援業務 （想定される業務） ・子どもの出席確認、状況の把握 ・遊びや諸活動を通じての自主性、社会性及び創造性を培う援助 ・基本的な生活習慣の確立に向けた援助 ・子どもの健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図るための援助 ・保護者・家庭との日常的な連絡、情報交換及び家庭生活の支援 ・地域の関係機関・団体との連絡、調整 ・放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民との交流 ・子どもの状況に関する学校との情報交換、連絡、調整 ・会議・打合せ等による支援内容の検討、情報共有 ・子どもの様子及び育成支援の記録 ・行事や活動の企画と記録 ・清掃、衛生管理、安全点検、片付け等 ・登降所等管理システムの運用 ・消耗品、備品、個人情報の管理 ・活動プログラムの企画及び調整 ・事故報告、苦情報告等の業務報告 ・学校、家庭ほか関係機関との連絡、調整 【②のみ】 公設公営バンビーホームにおける放課後児童支援業務に加え、ホーム運営の 管理と支援の両面の統括 （想定される業務） ・運営方針、安全計画の調整、策定

	・ 支援員、補助員の指導 ・ 年度末、月末の締め作業
募集要件	・ 奈良市の公設公営のバンビーホームで3年以上放課後児童支援員【月額】として従事経験を有する場合は、①、②のいずれの職種でも従事することができる ・ 子どもが好きで子どもと外遊びもできる方 ・ 基本的なパソコンの操作ができる方
受験資格	① 放課後児童支援員【月額】 【1または2に該当する方】 1. 放課後児童支援員認定資格研修修了証を有する者 2. 次のアからコのいずれかに該当する方で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから二年以内に研修を修了することを予定している方 ア 保育士の資格を有する者 イ 社会福祉士の資格を有する者 ウ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事した者 エ 教育職員免許法第四条に規定する免許状を有する者 オ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 カ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者 キ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ク 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ケ 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であってかつその総勤務時間が2, 000時間以上であり、市長が適当と認めた者

	コ 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であってかつその総勤務時間が4,000時間以上であり、市長が適当と認めた者 ② 放課後児童支援員【主任】 奈良市の公設公営のバンビーホームにおける放課後児童支援業務に放課後児童支援員【月額】として3年以上従事した経験を有する者 ※1：奈良市で3年以上の従事経験を有する方は配慮事項等を考慮した上で、主任として任用されることがあります。 ※2：いずれかの職種を選択することはできません。 ※3：地方公務員法第16条に規定する下記の欠格条項に該当する方は応募できません。 ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・奈良市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 ・日本国憲法の施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
--	---

2. 勤務条件等

任用期間	採用日～令和9年3月31日（予定）
勤務地	市内の公設公営のバンビーホーム
給与	① 192,929 円/月から ② 207,483 円/月から ※昇給あり(勤務期間が基準を満たす場合)。 ※期末手当及び勤勉手当の支給あり(合計 4.65 か月分、年 2 回に分け支給)。 ただし、人事院勧告や在職期間に応じて、支給率は変動します。 ※通勤手当相当分の支給あり（片道 2 km 以上の場合、上限あり）。 ※当月 22 日支払 ※条例改正により、上記の給料単価に改正が生じる場合があります。 ※年度途中の条例改正等により、任用開始日に遡及して給与に増減が生じる場合があります。
勤務時間	1 日 6 時間勤務・週 5 日・基本的な勤務時間は 1 週間あたりおおむね 30 時間（主として放課後の時間帯。ただし小学校長期休業中などは午前中からの勤務あり。日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日は除く）。午前 8 時から午後 7 時までの間でシフト制
休日	日曜日、月曜日から土曜日のうち所属長が指定する日及び祝日、年末年始

休暇	年次休暇、夏季休暇、病気休暇及び特別休暇(結婚、忌引等)
服務	地方公務員法の服務に関する規定が適用となります。
条件付採用	地方公務員法第 22 条及び第 22 条の 2 第 7 項の規定に基づき、採用は全て条件付のものとし、採用後 1 か月間を良好な成績で勤務した時に会計年度任用職員として正式採用となります。
社会保険	健康保険(奈良県市町村職員共済組合短期組合員)、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
その他	受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙としています。
特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

3. 試験方法等

試験方法	一次選考：面接試験 二次選考：書類選考 （書類選考は、提出書類（履歴書・記述課題等）をもとに総合的に行います）
申込方法	以下の Web 申込フォームから必要事項を入力の上、お申込みください。 写真は概ね 6 ヶ月以内に撮影した申込者本人のものを添付してください。 （Web 申込フォーム） https://logoform.jp/f/no5JK 
選考日時	放課後児童育成課まで提出後、調整し連絡します。
採用予定日	各月 1 日付

問合せ・申込先

<住所>〒630-8580 奈良市二条大路南1丁目1番1号 奈良市役所

<担当課>放課後児童育成課

<電話番号>0742-34-5441

<受付時間>土日及び祝日を除く 午前9時～午後5時

※ 申込書に記載された個人情報は、登録、任用に関する事務及び任用後の人事管理に関する事務以外の目的には使用しません。

※ 任用となった場合、申込書に添付いただいた顔写真データを職員録（人材管理システム）に登録し、庁内で共有いたします（人材管理システムとは、奈良市役所内部の職員管理を担うシステムであり、原則、市民等外部に公開されるものではありません）。

※ 給与については、奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の改正により、改定する可能性があります。

※ 今後の予算に係る議決状況により、当該募集が取り消されることや任用されないことがあります。

【別紙】（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの